

臨時特例つなぎ資金貸付

お問い合わせ先
市町村社会福祉協議会

公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない
住居喪失離職者に対する、当座の生活費等の貸付。



支援の概要

貸付額 上限10万円

連帯保証人 不要

利子 無利子

※貸付を希望する場合は、公的給付・貸付等を申請する際に、まずその窓口にてご相談ください。

次の要件全てに該当する方

- ①住居を喪失した離職者である方
- ②離職者支援のための公的給付制度(☑雇用保険求職者給付、☑住宅手当、☑訓練・生活支援給付、☑就職活動困難者支援事業の生活・就職活動支援費、☑生活保護)又は公的貸付制度(☑就職安定資金融資、☑総合支援資金貸付、☑長期失業者支援事業の生活・就職活動費)の申請が受理されている方
- ③②の給付・貸付の開始までの生活に困窮している方
- ④借入申込者本人名義の金融機関の口座を有している方

就職活動困難者支援事業

お問い合わせ先
ハローワーク

事業主都合離職に伴い住居を喪失した方に対する、
民間職業紹介事業者による、住居の提供、生活費等の給付、就職支援。



支援の概要

支援内容

- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
 - ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
 - ・住居の提供(家賃無料。光熱水費等は自己負担)
「生活・就職活動費」(3ヶ月で30万円)の支給など住居・生活支援
 - ・就職後の職場定着のためのサポート
- ※実施していない都道府県もあります。

次の要件全てに該当する方

- ①事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職をし、その離職後6ヶ月以内である方
 - ②①の離職に伴い住居喪失状態となり、就職活動に支障が生じていると認められる方
 - ③雇用保険の受給資格がない方
 - ④常用就職の意欲があり、就職活動に取り組んでいる方
 - ⑤民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方
- ※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

長期失業者支援事業

お問い合わせ先
ハローワーク

長期失業者に対する、民間職業紹介事業者による就職支援
(生活費等の資金の貸付も可能)。



支援の概要

支援内容

- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
- ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ・就職後の職場定着のためのサポート

貸付額 労働金庫による「就職安定資金融資(長期失業者)」の「生活・就職活動費」の貸付(上限月額15万円×6回)

※実施していない都道府県もあります。

次の要件全てに該当する方

- ①ハローワークで就職活動に積極的に取り組んできたものの、離職後1年以上経過した方
- ②60歳未満の方
- ③雇用保険受給者であった方については、雇用保険受給終了後2ヶ月以上経過している方
- ④他に世帯の生計を維持する者がいない方
- ⑤預貯金等の当面の生活費・就職活動費がない方
- ⑥民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方

※貸付を希望しない方の場合、④⑤は問いません。
※ハローワークへ求職申込みしていたことが必要です。